

(別添)

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要 (平成29年度)

1 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2 農薬の使用状況調査

(1) 調査方法

平成29年度の調査は、穀類、野菜類及び果樹類を生産している農家477戸を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）が農薬使用状況等記入簿に基づき、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

(注) 生産者団体等の独自の様式に、農薬の使用状況を記入している農家については、生産者団体等の帳簿に記載された内容をもとに調査している。

(2) 調査結果（概況）（別表1）

調査対象とした477戸の農産物販売農家全てで農薬を適正に使用していることが確認された。

3 農薬の残留状況調査

(1) 調査方法

ア 試料検体数

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家が生産している農産物のべ10品目（米穀、ぶどう、だいこん、さといも、ほうれんそう、みずな、ねぎ、たまねぎ、なす及びさやいんげん）を対象とし、合計477検体とした。

イ 試料採取方法

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家から、米穀は、無作為に採取して合成縮分の上1kg以上となるよう、その他の農産物は、無作為に5個以上かつ合計重量が2kg以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

(ア) 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

(イ) 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添の第2章（一斉試験法）と第3章（個別試験法）に定められた試

験法や精製溶媒等に一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法については「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成 19 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に従い妥当性を確認した。

エ 定量限界

適切な精確さをもって定量できる（具体的な濃度が決められる）濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した（ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定）（別表 2）。

オ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組み合わせで添加回収率が適切な範囲（70～120%）にあることを確認した。

（2）調査結果（概況）（別表 3 及び別表 4）

2,842 分析試料検体（のべ検体数）の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 350 検体（のべ検体数）であった。

（注）のべ検体数：1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。

定量限界以上の農薬が検出された 350 検体（のべ検体数）は、すべて食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準値以下であった。

（参考）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点から踏まえて定めている。また、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも、作物中の残留量が食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することはないものであるため、残留基準値への適合状況の調査は農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

4 調査結果を受けた対応

- （1）平成 29 年度の調査では、誤った農作物に農薬を使用するなど不適正な使用が認められなかったが、都道府県等に対し、引き続き、農薬の適正使用が徹底されるよう指導を実施する。
- （2）農薬の適正使用を推進するため、平成 30 年度も同様の調査を実施している。
- （3）引き続き、調査対象の農産物への使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとする。また、調査内容については、これまでの調査結果等をもとに、リスク管理に資する調査となるよう、対象とする農作物や農薬について適宜見直しを行う。